

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載  
 【部門区分】第5部門第2区分  
 【発行日】平成17年9月22日(2005.9.22)

【公開番号】特開2004-19727(P2004-19727A)  
 【公開日】平成16年1月22日(2004.1.22)  
 【年通号数】公開・登録公報2004-003  
 【出願番号】特願2002-173091(P2002-173091)  
 【国際特許分類第7版】

F 1 6 H 13/08

F 1 6 H 55/36

【F I】

F 1 6 H 13/08 Q

F 1 6 H 55/36 A

【手続補正書】

【提出日】平成17年4月20日(2005.4.20)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0013

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0013】

従って、例えば、エンジン等からの回転変動は、くさびローラ式変速機に低減して入力することから、変速機での回転変動を低減して、高速回転機械に加わるねじり振動を抑制し、高速回転機械の出力軸が強度不足になる虞れをなくすることができる。なお、ディーゼルエンジンでは、エンジン回転変動が大きいので特に有効である。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0039

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0039】

図4は、高速側シャフト17(図1参照)を時計、反時計の両方向に回転駆動自在な構造について示している。従って、本例の構造は、回転方向の変換自在な高速回転機械X(図1参照)と組み合わせて実施する。この様な本例の構造の場合には、くさびローラ式変速機Aを構成する3個のローラとして、1個のガイドローラ37と2個の可動ローラ38a, 38bとを使用している。このうち、環状空間36のうちで最も幅が広がった部分に設置したローラを、比較的大径で設置位置が変化しないガイドローラ37としている。これに対して、上記環状空間36の幅が最も狭くなった部分を挟んで設けた1対のローラを、それぞれ比較的小径で円周方向及び直径方向に関する若干の変位を可能にした可動ローラ38a, 38bとしている。そして、これら各可動ローラ38a, 38bを支持した各支持軸39b, 39bを、上記環状空間36の最も幅が狭くなった部分に向けそれぞれ弾性的に押圧している。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0041

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0041】

上述の様に構成する本例の場合には、上記外輪 3 2 が時計、反時計の何れかの方向に回転する場合でも、何れかの可動ローラ 3 8 a ( 3 8 b ) が上記環状空間 3 6 の幅の狭い部分に食い込み、当該可動ローラ 3 8 a ( 3 8 b ) に関する内径側、外径側各当接部 4 8 , 4 9 の当接圧を高める。一方、上記環状空間 3 6 の幅の狭い部分から退避する方向に変位する可動ローラ 3 8 b ( 3 8 a ) に関しても、その退避量は限られる。この結果、両可動ローラ 3 8 a , 3 8 b 及び前記ガイドローラ 3 7 に関して、内径側、外径側各当接部 4 8 , 4 9 の当接圧が十分に上昇し、上記外輪 3 2 から高速側シャフト 1 7 にまで、動力を効率良く伝達できる。この様に、回転外輪 3 2 から高速側シャフト 1 7 への時計、反時計の両方向の動力伝達を可能にした点以外は、図 2 に前述した場合と同様であるから、同等部分に関する図示並びに説明は省略する。

【手続補正 4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 5 0

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 5 0】

しかしながら、くさびローラ式変速機 A には、一方向のみ動力伝達タイプと両方向動力伝達タイプがあり、どちらでも適用でき、一方向のみ動力伝達タイプの場合には、ワンウェイクラッチ機能があるが、通常のプーリ P を用いているため、空転時にも、予圧ばねによるドラグトルクがあり、エンジンの回転変動を取りきれない虞れがある。